

令和7年第8回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和7年8月26日(火)
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名
会長
第8番 小西 桃悦
会長職務代理者
第7番 遠藤 光浩
委員
第1番 赤井 利智子 第2番 伊藤 清彦
第3番 加藤 真崇 第5番 佐藤 孝市
第5番 佐藤 孝市 第6番 中村 春美
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦
中部区域 大場 幸一 東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 千葉 一紀 事務局長補佐 千葉 泰弘
副主幹 佐藤 勝美 主査 北野 佑樹
- 7 欠席職員
農地係長 白岩 匡司 主事 遠藤 和
- 8 開会 午前11時00分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員8名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和7年第8回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

農地利用最適化推進委員は4名出席です。

それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

会長

～会長挨拶～

事務局

それでは、農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお

願います。

議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第2番 伊藤清彦委員と第3番 加藤真崇委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、下記のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で1件ございまして、転用目的が一般住宅、地目は畑で面積は367㎡となります。

続きまして、2番の届出者及び届出地等をご覧ください。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は新田字南安楽寺、登記及び現況地目は畑となっております。面積は367㎡で、賃借権の設定はございません。

転用目的は宅地となっており、開発の許可は必要ありません。

受理日は令和7年8月7日となります。

なお、本件に関する現地確認は事務局で行い、問題ないことを確認しております。報告は以上です。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは報告第1号を終了します。

続いて報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告願います。

事務局

それでは農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、下記のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で2件ございまして、転用目的は一般住宅が1件、地目は畑で面積は50㎡となります。もう1件の転用目的は駐車場であり、地目は田で面積は417.39㎡であり、2件の合計面積は467.39㎡となります。

続きまして、2番の届出者及び届出地等をご覧ください。

番号1番に係る譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地が、南宮字八幡、登記地目及び現況地目ともに畑となっており、面積が50㎡で、賃借権の設定はございません。転用地目は宅地となっており、開発の許可

は必要ございません。受理年月日は令和7年7月18日です。

議長

北部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

北部区域担当推進委員

それでは報告します。

今回の届出者の譲渡人と譲受人は親子関係にあり、父の住宅の敷地内農地の一角に、子の住宅を新築するものとなります。

周辺にも住宅地が存在しており、今回の転用による周辺農地等への影響はないものと判断します。

事務局

報告ありがとうございます。

続いて番号2番の報告に移ります。

番号2番に係る譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地が、八幡字六貫田の2筆。登記地目は共に田、現況地目は共に畑となっており、面積はそれぞれ2,39㎡、415㎡、合計が417.39㎡となり、賃借権の設定はございません。転用地目は雑種地となっており、開発の許可は必要ございません。受理年月日は令和7年7月31日です。

議長

東部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

東部区域担当推進委員

それでは報告します。

該当地は、津波避難道路である清水沢多賀城線と多賀城八幡小学校北側の六貫田地区を接続する道路のふもとに存在する道路工事により発生した残地と思われます。

周囲は道路と住宅街に囲まれていて転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは報告第2号を終了します。

以上で報告事項を終わります。

続いて議案審議に移ります。

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

事務局

それではお手元の資料10ページを御覧願います。

農地法第3条第の規定による許可申請が1件ございました。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

申請地は南宮字道下、登記地目が田、現況地目が畑、面積が254㎡の土地と、南宮字町、登記地目及び現況地目がともに畑、面積が160㎡の土地の2筆となり、

合計面積は414㎡となります。賃借権の設定はありません。

権利の種類は売買による所有権の移転であり、申請事由は譲渡人が農業経営の廃業、譲受人は経営規模の拡大となっております。

ここで、別紙資料「農地法第3条調査書」を確認願います。調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項に基づく許可基準については全て満たしていることを確認しております。

以上、御審議よろしくお願います。

議長

今の説明について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは議案第1号については許可することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第1号については許可することに決定します。

以上で議案審議を終了します。

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料11ページの「7 情報提供等」を御覧願います。

(1)農地中間管理事業の経過報告についてでございますが、これまでに公告まで完了しているものが60件となっており、この他に、現在、機構へ契約書の作成を依頼しているものが3件ございます。

その他については、契約破棄となったものが3件、昨年度から継続して、相続協議中のため契約不可となっていたものが変わらず8件となっております。

次に(2)活動記録についてでございます。

今月は加藤真崇農業委員と熊谷俊彦農地利用最適化推進委員から報告をいただきたいと思っております。

～委員による活動内容報告～

事務局

加藤委員、熊谷推進委員、活動報告ありがとうございました。

9月総会においては農業委員からは菅野委員、農地利用最適化推進委員からは大場推進委員をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

情報提供等については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは事務局よりお知らせいたします。

次回の農業委員会総会は、9月25日(木)午後2時から、北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会といたしますので、会長職務代理者より挨拶をお願いします。

会長職務代理者

本日は大変ご苦労様でございました。以上を持ちまして本日の総会の一切を終了させていただきます。

閉 会 午前 1 1 時 5 5 分

以上、多賀城市農業委員会規程第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第 2 項の規定により署名捺印する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

令和 7 年第 8 回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊞

署名委員第 2 番 伊藤 清彦 ㊞

署名委員第 3 番 加藤 真崇 ㊞